

重要事項説明書

指定訪問介護サービス

第1号訪問事業・介護予防訪問型サービス
訪問型サービスA

有限会社シンソエ

1. 事業者の概要

| | | | |
|-------|---------------|------------------|--|
| 事業者名 | 有限会社シンソエ | | |
| 代表者氏名 | 代表取締役 宮地美樹 | | |
| 所在地 | 〒665-0011 | TEL:0797-74-8890 | |
| 連絡先 | 宝塚市南口二丁目6番21号 | FAX:0797-74-8895 | |
| 設立年月日 | 平成15年11月7日 | | |

2. 事業所の概要

| | | | |
|--------|--|------------------|-----------|
| 事業所の名称 | シンソエ訪問介護ステーション | | |
| 事業所番号 | 2871101107 | 指定取得日 | 平成16年1月1日 |
| 所在地 | 〒665-0011 | TEL:0797-74-8890 | |
| 連絡先 | 宝塚市南口二丁目6番21号 | FAX:0797-74-8895 | |
| 管理者名 | 宮地 美樹 | | |
| 事業の目的 | 利用者の意思及び人格を尊重し、利用者の立場に立った適正な指定訪問介護を提供することを目的としています。利用者が要介護状態等となった場合においても、可能な限り居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように配慮して、身体介護その他生活全般にわたる援助を行います。事業に当たっては、利用者の必要なときに必要な訪問介護の提供ができるように努めます。 | | |

3. 事業所の職員体制

| 職種 | 常勤 | 非常勤 | 資格 | 職務の内容 |
|---------|----|-----|--------|---|
| 管理者 | 1名 | 0名 | 介護福祉士 | 業務の統括 |
| サービス提供者 | 6名 | 0名 | 介護福祉士 | 介護予防訪問介護・訪問介護の申し込みに係る調整、訪問介護員の技術指導、介護計画の作成等 |
| 訪問介護員 | 1名 | 30名 | 介護福祉士等 | 介護予防訪問介護・訪問介護サービスの提供 |

4. 事業の実施地域

| | |
|------|-------------------------------------|
| 実施地域 | 宝塚市、西宮市(介護予防訪問型サービス・訪問型サービスAは宝塚市のみ) |
|------|-------------------------------------|

5. 営業日時

| | |
|------|---------------------------|
| 営業日 | 平日(土・日・祝日・12月29日～1月3日は除く) |
| 営業時間 | 9時～17時 |

6. サービスの内容

訪問介護計画書に基づき、次のサービスの項目について実施致します。

| | | |
|------|-------|-----------------------------|
| 身体介護 | 保清・整容 | 全身浴・部分浴・洗面・口腔ケア・更衣介助 等 |
| | 排泄介助 | トイレ介助・バッド交換・おむつ交換 等 |
| | 食事介助 | 全介助・部分介助・水分補給・きざみ食の調理 等 |
| | 移動 | 体位変換・移乗介助・通院／外出介助・通所準備 等 |
| | 起床介助 | 起床介助・就寝介助 等 |
| | 自立支援 | ともに行う調理、家事、買物・自立への声掛け、見守り 等 |
| 生活援助 | 清掃 | 居室／寝室／台所／トイレ／浴室などの掃除・ゴミ出し 等 |
| | 洗濯 | 洗濯・乾燥(物干し)・取入れ収納 等 |
| | 調理配下膳 | 一般的な調理・配下膳・後片付け 等 |
| | 買物等 | 日常品の買物・薬の受取り 等 |

※「生活援助」は身体介護以外の掃除・洗濯・調理などの日常生活の援助を指します。

直接、ご本人の日常生活の援助に属しないと判断される行為(ご家族に対する援助等)は含まれません。

※ 第1号訪問事業・介護予防訪問型サービスは身体介護・生活援助の区分なしに要支援の程度毎に月単位の定額費用でサービスをご提供致します。

※ 第1号訪問事業・訪問型サービスAは調理・洗濯・掃除・買物等の日常生活の援助(身体介護を除く)を行います。月単位の定額費用でサービスをご提供致します。

7. サービス利用に関する留意事項

(1) サービス提供を行う訪問介護員

サービス提供にあたっては、複数の訪問介護員が交替してサービスをご提供致します。

(2) 訪問介護員の交替

① 利用者からの交替の申し出

選任された訪問介護員の交替を希望する場合には、当該訪問介護員が業務上不適当と認められる事情その他交替を希望する理由を明らかにして、事業者に対して訪問介護員の交替を申し出ることができません。ただし、利用者から特定の訪問介護員の指名はできません。

② 事業者からの交替の申し出

事業者の都合により、訪問介護員を交替することがあります。

訪問介護員を交替する場合は利用者及びその家族等に対してサービス利用上の不利益が生じないよう十分に配慮するものとします。

(3) サービス実施時の留意事項

① 定められた業務以外の禁止

利用者は「6. サービスの内容」で定められたサービス以外の業務を事業者に依頼することはできません。

② サービスの実施に関する指示・命令

訪問介護サービスの実施に関する指示・命令はすべて事業者が行います。

但し、事業者は訪問介護サービスの実施にあたって契約者の事情・意向等に十分に配慮するものとします。

③ 備品等の使用

訪問介護サービス実施のために必要な備品等(水道・ガス・電気を含む)は無償で使用させていただきます。

訪問介護員が事業所に連絡する場合の電話等も使用させていただきます。

(4) サービス内容の変更

サービス利用当日に、ご契約者の体調等の理由で予定されていたサービスの実施ができない場合には、サービス内容の変更を行います。

その場合、事業者は、変更したサービスの内容と時間に応じたサービス利用料金を請求します。

(5) 利用の中止、変更、追加

利用予定日の前に、利用者の都合により、サービスの利用を中止、変更、又は新たなサービスの利用を追加することができます。この場合にはサービスの実施日の前々日までに事業者へ申し出てください。

サービス利用の変更・追加の申し出に対して、訪問介護員の稼働状況により利用者の希望する期間にサービスの提供ができない場合、他の利用可能日時を利用者に提示して協議します。

(6) 訪問介護員の禁止行為

訪問介護員は、ご契約者に対するサービスの提供にあたって、次に該当する行為は行いません。

- ① 医療行為
- ② 利用者もしくはその家族等からの金銭又は物品の授受
- ③ 利用者の家族等に対する訪問介護サービスの提供
- ④ 飲酒及び喫煙
- ⑤ 利用者もしくはその家族等に対して行う宗教活動、政治活動、営利活動
- ⑥ その他利用者もしくはその家族等に行う迷惑行為

(7) 貴重品の一時保管について

鍵等の貴重品については原則としてお預かり致しません。但し、サービス提供において支障がある場合、保管目的等の協議の上、「預り証」を発行し、一時保管させていただくことがあります。保管の場合は、特定の場所に保管し、訪問介護員個人は保管しません。また、鍵の複製等に係る費用については、利用者の負担となります。

8. 利用料金

(1) 介護保険の給付の対象となるサービス

介護保険を利用する場合の自己負担は、原則として基本料金の1割(2割/3割)です。

負担の割合は保険者が利用者の所得金額に応じて設定しており、「負担割合証」に記載されています。ご確認ください。

| 身体介護 | 30分未満 | 30分以上 1時間未満 | 1時間以上 1時間半未満 | 1時間半以上 30分増す毎に |
|-----------|-------------------------|-------------------------|-------------------------|-------------------|
| ご利用料金 | 2,961円 | 4,707円 | 6,895円 | 997円 |
| うち、給付される額 | 2,665円 (2,369/2,073) | 4,236円 (3,766/3,295) | 6,205円 (5,516/4,826) | 897円 (798/698) |
| 自己負担 | 296円(592/888) | 471円(941/1,412) | 690円 (1,379/2,069) | 100円 (199/299) |
| 生活援助 | 20分以上 45分未満 | 45分以上 | | |
| ご利用料金 | 2,177円 | 2,674円 | | |
| うち、給付される額 | 1,959円 (1,742/1,524) | 2,407円 (2,139/1,872) | | |
| 自己負担 | 218円(435/653) | 267円(535/802) | | |

| 訪問型サービス A | 内容 | ご利用料金 | 自己負担 |
|-----------|------------|---------|----------------------|
| 週1回程度 | 20分以上45分未満 | 7,967円 | 797円(1,594/2,391) |
| | 45分以上 | 10,619円 | 1,062円(2,124/3,186) |
| 週2回程度 | 20分以上45分未満 | 15,912円 | 1,592円(3,183/4,774) |
| | 45分以上 | 21,204円 | 2,121円(4,241/6,362) |
| 週3回程度 | 20分以上45分未満 | 25,238円 | 2,524円(5,048/7,572) |
| | 45分以上 | 33,647円 | 3,365円(6,730/10,095) |

| 介護予防訪問型サービス | ご利用料金 | 自己負担 |
|-------------------|---------|----------------------|
| 訪問型サービスⅠ(おおむね週1回) | 12,995円 | 1,299円(2,599/3,898) |
| 訪問型サービスⅡ(おおむね週2回) | 25,956円 | 2,596円(5,191/7,787) |
| 訪問型サービスⅢ(おおむね週3回) | 41,183円 | 4,118円(8,237/12,355) |

※ 訪問介護サービス及び介護予防訪問型サービスにおいては介護職員等処遇改善加算Ⅰとして、1ヶ月のご利用料(基本部分・加算・減算)合計額にその24.5%分が加算されます。

※ 訪問型サービス A においては介護処遇改善加算Ⅰとして1ヶ月のご利用料基本部分に24.5%が加算されます。

※ 朝(6:00～8:00)、夜間(18:00～22:00)、は25%割増し、深夜(22:00～6:00)は50%割増しになります。但し、介護予防訪問型サービスには適用されません。

※ 上記の時間数は実際のサービス提供時間ではなく、居宅サービス計画に定める時間数によるものです。

※ やむを得ない事情で、二人の訪問介護員でサービスを実施した場合、二人分の料金となります。

※ 新規の利用者に対し初回のサービスを提供する際に、サービス提供責任者が同行した場合、初回月に別途2,210円(自己負担額221/442/663円)が加算されます。また、2カ月間利用がなく、サービス再開した場合も同様となります。

※ 居宅サービス計画にない訪問介護(身体介護)を緊急で行った場合、別途1,105円(自己負担額111/221/332円)が加算されます。

※ 訪問型サービス A において緩和型強化評価加算(月1回以上活動実績がある宝塚市認定生活支援ヘルパーが1人以上在籍している、または訪問型サービス A 利用割合が30%以上ある場合)が加算されますが、利用者負担はありません。

※ 要介護・要支援認定を受けていない場合には、サービス利用料金の全額をいったんお支払いいただきます。要介護・要支援認定を受けた後、自己負担額を除く金額が介護保険から払い戻されます(償還払い)。また、居宅サービス計画が作成されていない場合も償還払いとなります。償還払いとなる場合、利用者が保険給付の申請を行うために必要となる事項を記載した「サービス提供証明書」を交付します。

※ 介護保険からの給付額に変更があった場合、変更された額に合わせて、利用者の負担額を変更します。利用料に変更が生じる場合は、書類を交付しご説明いたします。その際、変更に同意いただけない場合は契約を解除することができます。

※ 第1号訪問事業・介護予防訪問型サービス及び訪問型サービス A の場合、契約開始日及び契約終了日が月の途中で1ヶ月に満たない場合は日割りの算定を行います。

サービス算定対象期間:月の途中に開始した場合は、起算日から月末までの期間。

月の途中で終了した場合は、月初から起算日までの期間。

(2) 介護保険の給付対象とならないサービス

① 介護保険の給付の限度額を超えた部分に係るサービスは全額自己負担になります。

② 介護保険対象外サービス(自費サービス)については、別途定める料金表によります。

③ 複写物の交付

利用者は、サービス提供についての記録をいつでも閲覧できますが、複写物を必要とする場合には実費（白黒1枚につき10円）をご負担いただきます。

- ④ 介護保険対象外サービスのご利用料が改定となる場合は1ヶ月以上前に書類を交付しご説明いたします。

(3) 交通費

通常の事業実施地域以外の地区にお住まいの方で、当事業所のサービスを利用される場合は、サービスの提供に際し、要した交通費の実費をいただきます。

(4) キャンセル料

介護サービスの利用をキャンセルする場合、キャンセル通知の時間により、キャンセル料を頂きます。

| | |
|-----------------------|--------------|
| 利用予定日の前々日までに申し出があった場合 | キャンセル料は不要です。 |
| 利用予定日の前日までに申し出があった場合 | 当日のご利用料金の50% |
| 利用予定日の前日までに申し出がなかった場合 | 当日のご利用料金の全額 |

※ 利用者の急な病変、急な入院等の場合はいたしません。

※ 第1号訪問事業・介護予防訪問型サービス、及び訪問型サービスAの場合、月単位の定額制のためキャンセル料はありませんが、キャンセルが決まりましたら、お早めにご連絡ください。

9. 利用料金、その他の費用のお支払方法

利用料、その他の費用は利用月毎に計算し、請求致します。請求書は毎回のサービス提供の明細書を添えて、郵送あるいは、手渡しで致します。

① 口座自動振替

② 指定口座へのお振込み

| | | | |
|------|---------------------|------|---------|
| 金融機関 | 尼崎信用金庫 | 支店名 | 宝塚支店 |
| 預金種別 | 普通 | 口座番号 | 0467555 |
| 口座名義 | 有限会社シンソエ 代表取締役 宮地美樹 | | |

※ 利用者の責において口座自動振替ができなかった場合は、次回の請求時に手数料をご請求致します。

※ 利用者の責においてお支払いが2ヶ月以上遅延し、料金を支払うよう催告したにも係わらず2週間以内にお支払いいただけない場合には、契約を解約させていただく上で未払い分をお支払いいただきます。

10. 虐待の防止について

当事業者は、介護施設従業者又は介護者(家族・同居人等)による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合には、速やかにこれを市町村に通報します。

11. 緊急時の対応について

サービス提供中に容体の急変等の緊急事態が発生した場合は、事前の打ち合わせにより、利用者の主治医、救急隊、緊急連絡先(ご家族等)、介護支援専門員(ケアマネージャー)等に連絡致します。

12. 事故発生時の対応について

サービス提供中に事故が発生した場合は、利用者がお住まいの市町村、ご家族、居宅介護支援事業所等に連絡致します。

13. 個人情報の保護について

当事業者は、利用者等の個人情報を適切に取り扱うことは、介護サービスに携わるものの重大な責務と考え、事業者が保有する利用者等の個人情報に関し適正かつ適切な取り扱いに努めるとともに、広く社会からの信頼を得る為に、個人情報に関連する法令その他関係法令及び厚生労働省のガイドラインを遵守します。

14. サービス内容などに関する苦情・相談について

サービス内容等に苦情・相談がある場合(当事業については緊急時の対応を含む)は、下記窓口にご相談ください。

| | |
|-------------------------------|---|
| 当事業所の窓口 担当者：宮地美樹 | 所在地 宝塚市南口二丁目6番21号 電話:0797-74-8890/FAX:0797-74-8895 受付時間 平日午前9時～午後5時 |
| 宝塚市介護保険担当課 | 所在地 宝塚市東洋町1番1号 電話:0797-77-2136/FAX:0797-71-1355 受付時間 平日午前9時～午後5時 |
| 西宮市介護保険グループ | 所在地 西宮市六湛寺町10番3号 電話:0798-35-3314/FAX:0798-34-2372 受付時間 平日午前9時～午後5時 |
| 兵庫県国民健康保険団体連合会 介護保険課 苦情相談係 | 所在地 神戸市中央区三宮町1丁目9番1-1801号 電話:078-332-5617/FAX:078-332-5650 受付時間 平日午前8時45分～午後5時15分 |

15. 記録の保管について

(1) 用紙で保管する場合

- 鍵のかかる保管場所に保管します。
- 請求に係る資料とその請求の根拠となる記録はサービス提供終了から5年間保管します。
- 保管期間が終了した書類についてはシュレッダーにかけた上で破棄します。

(2) 電子媒体で保管する場合

- 利用者のデータを保存するコンピュータは、ログイン時にパスワードを求める等のセキュリティを設定し、利用者のデータに対してアクセス権限のない第三者が不正にコンピュータ操作を行えないようにします。
- データの閲覧、利用に関して、データアクセス時にパスワードを要求する等のセキュリティを設定し、許可された者のみがアクセスできるようにします。
- 外部へのデータの持ち出しは禁止し、保管期間が終了したデータはコンピュータより消去します。

指定訪問介護、第1号訪問事業・介護予防訪問型サービス、訪問型サービスAの提供の開始に際し、本書面に基づき重要事項の説明を行いました。

説明日： 令和 年 月 日

説明者：

【事業者】

| | |
|------|----------------|
| 所在地 | 宝塚市南口二丁目6番21号 |
| 事業者名 | 有限会社シンソエ |
| 代表者名 | 代表取締役 宮地美樹 |
| 事業所名 | シンソエ訪問介護ステーション |

私は、本書面に基づいて事業者から重要事項の説明を受け、指定訪問介護、第1号訪問事業・介護予防訪問型サービスの提供開始に同意しました。

【利用者】

| | |
|----|--------------|
| 住所 | 宝塚市小林5丁目6-12 |
| 氏名 | |

【代理人又は立会人】

| | |
|----|--|
| 住所 | |
| 氏名 | |

※立会人とは、事業者と利用者のどちらにも属さないで、双方の意思を確認する第三者を言います。

この重要事項説明書は、厚生省令第37号(平成11年3月31日)第8条の規定に基づき、利用申込者又はその家族への重要事項説明のために作成したものです。

契約書・個人情報利用同意書

指定訪問介護サービス

第1号訪問事業・介護予防訪問型サービス
訪問型サービスA

有限会社シンソエ

甲と乙は、甲が乙から提供される訪問介護サービス、第1号訪問事業・介護予防訪問型サービス及び訪問型サービスA(以下、「居宅サービス」という。)を受け、それに対する利用料金を支払うことについて、次の通り契約(以下「本契約」という。)を締結します。なお、本書は本契約の内容及び個人情報利用同意書を兼ねます。

(契約の目的)

第1条 乙は、介護保険法等関係法令の趣旨及び本契約に従い、甲が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じて自立した生活を営むことができるよう、居宅サービスを提供します。

(契約期間)

第2条 契約期間は 本契約締結の日から要介護及び要支援認定有効期間又は事業対象者に係る資格の有効期間の満了日までとします。契約期間の満了日以前において、甲が要介護・要支援状態区分の変更の認定を受けたために有効期間の満了日が更新された場合、この契約期間は認定を更新した後の有効期間満了日までとします。なお、契約満了日の1ヶ月前までに甲から乙に対して、更新解除の申し出がない場合、契約は自動更新されるものとします。

2 甲からの更新解除の意思が表示された場合は、担当の介護支援専門員に連絡を取り、必要な処置を取ります。

(個別サービス計画の作成及び変更)

第3条 乙は甲の日常生活全般の状況、心身の状況及び希望を踏まえ、居宅サービス計画書及び介護予防ケアプラン(以下、「ケアプラン」という)の内容及びサービスの内容、目標を達成するための具体的なサービスの内容、サービス提供期間等を記載した個別サービス計画を作成します。ただし、第1号訪問事業・訪問型サービスAのサービスを提供するときは、乙は個別サービス計画を作成せず、甲の介護予防ケアプランに基づきサービスを提供します。

2 乙は前項の個別サービス計画を作成する場合において、その内容を甲又はその家族に説明し、甲の同意を得た時はこれを交付します。

3 乙は個別サービス計画(第1号訪問事業・訪問型サービスAにあつては介護予防ケアプラン)の実施状況を適切に把握し、適切な支援の提供に努めます。

(サービス内容の変更)

第4条 甲は、いつでも居宅サービスの内容を変更するよう申し出ることができます。乙は甲からの申し出があつた場合、第1条に規定する本契約の目的に反するなど変更を拒む正当な理由がない限り、速やかにサービスの内容を変更します。

2 乙は甲がケアプランの変更を希望する場合は、速やかに甲のケアマネジメントを実施している介護支援専門員に連絡するなどの必要な援助を行います。

(介護保険給付対象サービス)

第5条 乙は、介護保険給付対象サービスとして、甲の居宅に訪問介護員を派遣し、甲に対して入浴・排せつ・食事介助等の身体介護、調理・洗濯・掃除・買物等の家事援助、その他日常生活上の支援を提供するものとします。

(介護保険給付対象外のサービス)

第6条 乙は甲との合意に基づき、介護保険給付外サービスとして、介護保険給付の支給限度額を超えて利用する居宅サービスを提供するものとします。

2 前項の他、乙は、その提供しようとするサービスの一部に介護保険の適用を受けないサービスが含まれる場合、その内容及び利用料を具体的に説明し、甲の同意を得た上で介護保険給付対象外のサービスとして提供するものとします。

3 前2項のサービスについて、その利用料金は甲が負担するものとします。

(甲の解約権)

第7条 甲は、乙に対し、いつでも本契約の解約を申し入れることができます。この場合には、1週間以上の予告期間をもって届け出るものとし、予告期間満了日に本契約は解除されます。

第8条 甲は以下の場合には、直ちに本契約を解除できます。

- 一 乙が正当な理由なく本契約に定める居宅サービスを提供せず、甲の請求にもかかわらずこれを提供しようとしなない場合。
- 二 乙が、第15条に定める個人情報の保護の条項に違反した場合。

三 乙が、甲の身体・財産・名誉等を傷つけ、又は著しい不信行為を行うなど、本契約を継続しがたい重大な事由が認められるとき。

(乙の解約権)

第9条 乙は、甲が以下の事項に該当する場合には本契約を解除することができます。

一 甲が契約締結時に、その心身の状況及び病歴等の重要事項について、故意にこれを告げず、又は不実の告知などを行い、その結果、本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合。

二 甲による居宅サービス利用料金の支払いが2ヶ月以上遅延し、相当期間を定めた催告にもかかわらずこれが支払われない場合。

三 甲が、故意又は重大な過失により乙もしくはサービス従事者の生命・身体・財産・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為を行うことなどによって、本契約を継続しがたい事情を生じさせた場合。

四 甲が乙の通常の事業の実施地域の外に転居し、乙においてサービスの提供の継続が困難であると見込まれる場合

2 乙は前項の規定に基づきこの契約を解除する場合、乙のケアマネジメントを実施している介護支援専門員に連絡を取り、解約後において乙の健康及び生命に支障が生じないように必要な措置を講じます。

(契約の終了)

第10条 次の各項のいずれかに該当する場合には、本契約は終了します。

一 甲が死亡した場合。第7条から第9条に基づき本契約が解約又は解除された場合。

二 要介護認定により甲が自立と判定された場合又は事業対象者に係る基準に該当しなくなった場合。

三 乙が解散命令を受けた場合、破産した場合又はやむを得ない事由により事業所を閉鎖した場合。

四 乙が介護保険の指定を取り消された場合又は指定を辞退した場合。

五 第2条第2項及び第7条から第9条に基づき本契約が解約又は解除された場合。

(ケース処遇記録の作成)

第11条 乙は、居宅サービスの提供に関する記録を作成することとし、契約終了後5年間保管します。

2 乙は、甲又は家族に対し、乙の営業時間内に、甲に関する記録を閲覧、複写物の交付を受けることができます。但し、複写物作成の実費を請求することがあります。

(料金)

第12条 乙が提供する居宅サービスに対する料金規定は別紙【重要事項説明書】の通りです。

(損害賠償)

第13条 乙は、本契約に基づく居宅サービスの実施に伴って、自己の責に帰すべき事由により甲に生じた損害について賠償する責任を負います。第15条に定める守秘義務に違反した場合も同様とします。但し、甲に故意又は過失が認められる場合には、この限りではありません。

2 乙は、前項の損害賠償責任を速やかに履行するものとします。

第14条 乙は、自己の責に帰すべき事由がない限り、損害賠償責任を負いません。とりわけ以下の各号に該当する場合には、乙は損害賠償責任を免れます。

一 甲が、契約締結時にその心身の状況及び病歴等の重要事項について故意にこれを告げず、又は不実の告知を行ったことに専ら起因して損害が発生した場合。

二 甲が、居宅サービスの実施のため必要な事項に関する聴取・確認に対して故意にこれを告げず、又は不実の告知を行ったことに専ら起因して損害が発生した場合。

三 甲の急激な体調の変化等、乙が実施した居宅サービスを原因としない事由に専ら起因して損害が発生した場合。

四 甲が、乙及びサービス従事者の指示・依頼に反して行った行為に専ら起因して損害が発生した場合。

(個人情報保護)

第15条 乙及び乙の従業員は、サービス提供をする上で知り得た甲及びその家族に関する個人情報を正当な理由なく第三者に漏らしません。この守秘義務は契約終了後も同様です。

2 乙は、医療上緊急の必要がある場合又は、サービス担当者会議並びに介護(予防)支援事業者又は介護支援専門員及び介護(予防)サービス事業者等との連絡調整において必要である場合に限り、甲及び甲の家族の個人情報を必要最小限の

範囲内で使用できるものとします。

- 3 乙は、書類等データ管理を徹底し、個人情報保護に努めます。また、甲及びその家族より、情報の開示希望があった場合、本人及びその家族であることを確認した後、遅滞なく個人情報を開示致します。
- 4 第1項の規定にかかわらず、乙は高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律(平成17年法律124号)に規定する高齢者虐待に係る通報ができるものとします。この場合において、乙は守秘義務違反の責任を負わないものとします。

(相談・苦情対応)

第16条 乙は、甲からの相談、苦情等に対応する窓口を設置し、自ら提供した居宅サービス計画に位置づけた居宅サービスに関する甲の要望、苦情等に対し、迅速に対応します。

(善管注意義務)

第17条 乙は、業務を行うにあたって、法令を遵守し、善良なる管理者の注意をもってその業務を遂行します。

(信義誠実の原則)

第18条 甲と乙は、信義誠実をもって本契約を履行するものとします。

2 本契約に定めのない事項は、介護保険法令等の規定を尊重し、双方誠意を持って協議のうえ定めます。

(裁判管轄)

第15条 甲と乙は、本契約に関してやむを得ず訴訟となる場合は、甲の住所地を管轄する裁判所を第一審管轄裁判所とすることを予め合意します。

本契約を証する為、甲乙は署名又は記名捺印の上、本契約書を2通作成し、甲乙各1通保有します。

(甲) 私は、この契約書に基づく居宅サービスの利用を申し込みます。また、第15条に基づく個人情報の取り扱いについて同意します。 令和 8 年 月 日

| | | | | |
|--------|------|--------------|--|--|
| 利用者 | ご住所 | 宝塚市小林5丁目6-12 | | |
| | ご連絡先 | | | |
| | お名前 | | | |
| 緊急時連絡先 | ご住所 | | | |
| | ご連絡先 | | | |
| | お名前 | 続柄 | | |

(乙) 私は、居宅サービス事業者として、甲の申込みを受託し、本契約に定める各種サービスを誠実に責任を持って行います。

| | | | | |
|-----|------|----------------------|-------|--------------|
| 事業者 | 事業所名 | シンソエ訪問介護ステーション | | |
| | 住所 | 兵庫県宝塚市南口二丁目6番21号 | | |
| | 事業者名 | 有限会社シンソエ 代表取締役 宮地 美樹 | | |
| | 電話 | 0797-74-8890 | F A X | 0797-74-8895 |